

大阪城

2021
12/6 (月)
14219
03

全巻巻
一冊成り分云

2647
6647-
4947

今年も12月を切った。寒さも本格化してきて向う3ヶ月ほどは身体を守りながら、寒さを耐へていくことになる。自然に生命をとらぬように、目に見えない小さなものの、細心の心で春を待つ。ように生活と労働を展開させていくこと。

今日から東京では、政治活動だということ。

12/6(月)より12/17(金)まで、国会生活がたまるらしい。

一日が存在してはならないから、月分の文書書写員とか、

100万円ももらって国民に申しわけなもので、返したとか……。学校のクソまじめな優等生が、いろいろなことを言っていて、別にまちがいはないが、それが大問題、政治案件になっていて、この国の政治の大乱なんじゃない、という感じが、つとめて感じてしまおう。安倍、菅、政治の終り、新しく岸田政権が生まれてきたが、本人の性格よ、これからと、ころもあり、まだその評価や判断は少し時間があるのかも知れません。

オミクロン・ウイルスが今後どう動くのか、不安があります。地球・宇宙の自然の戦いが人間にとって重要になってきたようです。地球温暖化でCO2二酸化炭素をふくむ、自動車もEV(電気自動車)へむかっています。料金を使った政治の時代のようです。

府の立ち退き請求「妥当」 地裁判決西成の路上生活者に



毎日新聞2021-12-3朝刊【松本紫帆】

大阪市西成区のあいりん地区にあり、2019年4月に閉鎖された複合施設「あいりん総合センター」の敷地で野宿する路上生活者ら22人に対し、府が立ち退きを求めた訴訟で、大阪地裁(横田典子裁判長)は2日、路上生活者側に立ち退きを命じた。

一方、府側が求めていた仮執行は認めなかった。

センターには日雇い労働者らに仕事をあっせんする労働施設などが入居していたが、老朽化で建て替えが決まり閉鎖。府は、その後も路上生活者らが占有しているとして20年4月に提訴していた。

判決は、センターが長年、路上生活者の拠点となってきた経緯から「閉鎖後も段ボールを置くなどして周辺を実質的に支配している」と指摘。代替場所を提供しており、府の立ち退き請求は妥当だと結論付けた。

路上生活者側の代理人の武村二三夫弁護士は「生活の場を奪うことは許されず、行政の都合に合わせた判決だ」と話した。吉村洋文知事は「耐震性を備えていない建物を一日も早く撤去し、新施設を建設できるよう進めたい」とするコメントを出した。

大阪地裁が大阪府の請求を認めた半面仮執行を認めないとしたのは、行政の対応の硬直性や野宿者対策の不十分性を指摘するものになっているようです。